

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を！
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 4 3 3

2023年(令和5年)3月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶<http://jiyudowa-osaka.org/>

2023(令和5)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書大阪府回答 (432号から続く) (一部抜粋)

2-(16)

SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿により精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。匿名の投稿であっても名誉毀損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事を府民や教育の場でも周知し、府民のインターネットリテラシーが向上するよう対策を講じられたい。また削除依頼の場合は、言論の自由に配慮して慎重に行われたい。

府民文化部人権局人権企画課・人権擁護課 教育庁教育振興室高等学校課・市町村教育室小中学校課 スマートフォンの普及により、SNSの利用に伴う人権に関わる問題が多数発生しており、そのようなインターネット上の人権侵害に対処するためには、利用者に対して被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルやネットリテラシーについて粘り強く啓発することが重要と考えています。

そのため、大阪府では、令和2(2020)年度から、関西の大学と共同研究を実施しており、これまで啓発リーフレットの作成やシンポジウムの開催、啓発動画の作成等を行い、今年度は、人権局と教育庁が連携し、小中学生に向けた教育用教材を作成することとしています。

そのほか、実際に被害に遭われた方を招いた講演会を開催したほか、児童・生徒や保護者等を対象にSNS等を利用する際の注意点等について分かりやすく講義する出前講座を行うなど、正しくSNSを利用して頂けるよう府民に周知することとしています。

今後とも、あらゆる機会を通じて、さらなる啓発に取り組んでまいります。

また、法務局等に削除依頼するにあたっては、表現の自由の制限につながる可能性があるとの認識のもと、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の件及び処理について(依命通知)」(平成30年12月27日付け法務省権調第123号)などを参考に、同和地区の摘示など明らかに差別を助長するような情報に関して削除依頼を行っています。

府立学校においては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する等、情報リテラシーの育成について示しています。

また、2015(平成27)年3月に「人権教育リーフレット ネット・スマホの問題と子どもの人権」を作成し、府内小・中・高等・支援学校に配布しました。この中では、人権尊重の観点からの子どもたちへのメディアリテラシーの育成の必要性について周知しています。

公立小・中学校については、児童・生徒が携帯電話・インターネット上のトラブルに巻き込まれる事案の増加に伴い、平成21(2009)年3月作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や平成24(2012)年12月作成の「いじめ対応マニュアル」により、携帯・ネットに係るいじめへの対応等について示し、市町村教育委員会を通じて小・中学校に指導してきております。

また、大阪府警察本部や近畿総合通信局、携帯キャリア等の協力のもと「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を構築し、SNSトラブル等の未然防止のための出前授業やトラブルが起きた際の指導方法及びインターネットに関する最新の情報を市町村教育委員会と共有しています。本ネットワークでは、インターネット上で子どもたちが関わる誹謗・中傷が生起し相談があった際には、相談内容に応じて適切に判断しながら、削除依頼の方法やインターネット上のトラブルに関する相談窓口の情報提供等も行っていきます。

さらに、本ネットワークに参画する企業・団体から協力いただき作成している「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」では、児童・生徒にとって、端末やスマートフォン等の適切な使い方に関する効果的な学習の手法について示し、平成24(2012)年度以降、毎年、指導案や資料の追加等の見直しを行っているところです。

加えて、スマートフォンの普及に伴い、無料通話アプリやSNS等を通じて、児童・生徒が違法行為や犯罪行為の加害者・被害者になるなどの事案が発生していることを踏まえ、ネット利用の危険性とその対処方法を直接児童・生徒や保護者に周知する必要性から、平成27(2015)年8月に「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」を、令和元(2019)年11月には「みなさんを守るためにSNSの危険性について知ろう」を作成して、教育庁のホームページに掲載し、府民に広く周知を図るとともに、市町村教育委員会を通じて小・中学校にも情報提供しています。

また、平成31(2019)年3月に策定した「学校における携帯電話等の取扱いについてのガイドライン」においても、児童生徒の携帯電話等の使用に伴う危険性や、トラブル等の対処方法等について、学校における児童・生徒への教育とともに、家庭への啓発について示しております。

加えて、ネット上の偏見・差別に対して、子どもたちに自他人の人権を守るための実践的な行動力をつけるため、今年3月に、小学校から系統的に学習を進めることができるよう、教材や指導のてびき等を含めた「学習プログラム」を作成し、市町村を通じて各学校へ配付したところです。

引き続き、児童・生徒が正しい理解を深めるとともに、保護者への啓発に努めてまいります。

2-(17)

新型コロナウイルス感染症拡大における影響が長期化しているなか、事業者への経済的支援が引き続き必要であると考えられるが、具体的に施策・事業が遂行されるため大阪府としてどのように事業者への経済的支援を行っていくのか明らかにされたい。

商工労働部中小企業支援室経営支援課

新型コロナウイルス感染症の長期化や原油・原材料価格の高騰により、府内事業者は大きな影響を受けていますが、その一方で、脱炭素社会の構築やDXの加速などにより、新たなビジネスチャンスも期待されるところです。

以上の認識のもと、大阪府としては、大阪経済の維持・回復に軸足を置きながら、事業者の経営強化のための事業再構築や生産性の向上への支援に取り組んでいきます。

まず、大阪経済の維持・回復につきまして、資金繰りの支援では、今年度、コロナ関連融資を継続するとともに、事業再生を長期的に支援する制度を創設しました。併せて、金融機関や保証協会に対し、返済猶予や条件変更を含む資金繰り支援に丁寧かつ適切に対応し、事業者の個別の状況に応じた柔軟な対応を講じるよう要請しているところです。

また、経済的支援に関する事業者からの様々な相談には、商工会・商工会議所や大阪産業局などの支援機関を通じて対応しているところです。

次に、事業再構築の支援につきまして、今年度、新事業展開にチャレンジする事業者に対する伴走支援に取り組んでおりますが、これに関しては補正予算による補助制度の創設など強化を図っているところです。

また、大阪・関西万博に関しまして、府内中小企業が自社の企業・商品情報を発注側に提供できる「万博関連事業受注者登録システム(サプライヤーリスト)」を構築することで、経済効果の波及を図ることとしております。

最後に、生産性の向上への支援としましては、ものづくり企業に対する技術支援等のほか、中小企業のDXの推進に向けた社内人材の育成や専門家派遣による伴走支援などに取り組んでおります。

今後とも、限られた財源の中ではありますが、引き続き、国・市町村・支援機関等とも連携し、様々な手段を講じて支援に努めてまいります。

2-(18)

新型コロナウイルス感染症に関し感染者や医療従事者等に対する差別や偏見で誹謗中傷や排除が見受けられることから、啓発活動を強力に推進されたい。また、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別され

ないよう配慮されるとともに啓発活動を推進されたい。

健康医療部保健医療室感染症対策企画課・ワクチン接種推進課

新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対して、偏見や差別は決してあってはならないと認識しています。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の差別防止に関する規定を踏まえ、今後も、ホームページやSNSなど様々な媒体を通して、広く府民に情報を発信することにより、同感染症に関する正しい知識の普及啓発を進めていきます。

また、大阪府としては、「大阪府コロナワクチンポータルサイト」や「大阪府新型コロナワクチン公式Twitter」、接種促進のチラシ等で、ワクチン未接種者への差別的な扱いをすることのないよう啓発を行っているところです。

また、「大阪府コロナワクチンポータルサイト」では、差別的な扱いを受けた際にご相談いただける、「差別などの人権問題に関する相談窓口」や「職場におけるいじめ・嫌がらせなどに関する相談窓口」への案内も行っています。

府民の皆様に対し、ワクチン未接種者への差別的な扱いをすることのないよう、引き続き周知、啓発に努めていきます。

課題別要求 3-(1) 福祉

②人権保育行政の現状について明らかにされたい。

福祉部子ども家庭局子育て支援課

大阪府では、平成14(2002)年2月に、すべての保育所で人権尊重の意識と行動の基礎を培う人権保育を推進するための基本的な考え方を示した「大阪府人権保育基本方針」を策定し、人権保育の充実を図ってきたところです。

令和3(2021)年12月に「大阪府人権施策推進基本方針」が改正されたことを受け、令和4(2022)年3月に大阪府人権保育基本方針を改訂し、府内市町村に周知しました。

また、平成30(2018)年4月に施行された新たな保育所保育指針においても、保育の目標に人権を大切にすることを育てることが記されており、保育所の社会的責任として、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならないことが示されています。

大阪府としては、今後とも、市町村と連携し、各保育所において人権保育の視点を踏まえた保育が一層推進されるよう努めてまいります。

④低所得世帯やひとり親家庭の子どもが貧困が問題になっている中、新型コロナウイルス感染症拡大による解雇や派遣切りなどで生活困窮となった家庭への支援状況等はどのようにしているのか進捗状況を報告されたい。また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと考えるが、子供たちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など日常生活の変化や状況は、学校において教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、教育と福祉の連携がされているのか。また、子ども達への学習の中にも介護などを学べる機会を 作っていただきたい。

福祉部地域福祉推進室地域福祉課 商工労働部雇用推進室就業促進課

教育庁教育振興室高等学校課・市町村教育室小中学校課

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や離職された方々に対しては、国の緊急小口資金等の特例貸付や、住居確保給付金の支給等を行ってきました。

また、生活困窮者自立支援制度の相談窓口において、様々な相談を受け付け、福祉事務所やハローワークなど関連機関と連携しながら、本人の状況に応じたきめ細かな支援を行うなど、生活再建に向けた寄り添った対応をしています。

加えて、コロナ禍の影響を受けた離職者等への就業支援については、コロナ禍における就職活動を応援する特別相談窓口を設け、求職者の状況に応じた必要な支援への誘導を行っています。

府立高校については、ヤングケアラーの実態を早期に把握するとともに、支援につなぐことができるよう、アンケート調査を実施しています。ヤングケアラーに対しては、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、関係部局との連携が必要不可欠であると認識しています。福祉行政との連携については、昨年度より、福祉部が事務局の関係部局による庁内横断的な「ヤングケアラー支援関係課長会議」において、府立高校におけるヤングケアラーの実態調査の結果や今後の取組みの方向性について情報共有等を行っています。調査結果をふまえ、今後、関係部局と密接に連携しながら、相談体制の構築等、充実した支援ができるよう努めてまいります。

小中学校においては、教育と福祉の連携に向けて、政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう補助を行い、福祉機関等との連携促進を図っています。

また、ヤングケアラーの可能性のある子どもに対しては、丁寧に話を聞き取る必要があることから、公立中学校全校にスクールカウンセラーを配置することに加え、昨年度より小学校へのスクールカウンセラーの活動時間を拡充、令和4(2022)年度においても拡充を継続しました。さらに、小学校での活動時間拡充の補正予算案について、議会にて承認いただいたところです。

引き続き、各市町村・学校において、ヤングケアラー等支援の必要な児童生徒の早期発見・把握がより進み、適切な支援につなげるため、専門家の効果的な活用等、相談体制が充実するよう支援してまいります。

⑤新型コロナウイルス感染症拡大により、外出自粛中での家庭内での児童虐待が増加傾向にあると聞き及んでいるが、実態を把握されているのか。また、悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と「子ども家庭センター」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれない。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが職員の人数が足りていないと言われているが、件数と状況を明らかにされたい。

福祉部子ども家庭局家庭支援課(下線部のみ)福祉総務課

大阪府の子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、平成25(2013)年度6,509件から、令和3(2021)年度14,212件と約2.2倍に増加している状況ですが、今年度上半期の相談対応件数は、前年同時期と同程度で推移しています。

児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、児童福祉司の大幅な増員を行うとともに、警察官OBを配置するなど体制の強化を図ってきたところです。

また、平成28(2016)年度から、介入を中心とする相談対応課と、支援を中心とする育成支援課を設置しています。一方、一時保護については、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握するために行いますが、一時保護の要否については、客観的で合理的な判断が求められます。

このため、子ども家庭センターにおいては、児童虐待に関する相談や通告を受けた場合、市町村など関係機関への情報収集を進めるとともに所長・次長をはじめ経験豊富な職員を含む複数職員による「緊急受理会議」を行い、一時保護の要否について組織的に判断しています。

また、保護者が「しつけ」と主張した場合においても、子どもの福祉の視点で対応方針を判断するとともに、立入調査や警察への援助要請など、必要な手段を講じながら速やかに一時保護を実施しています。

2面に続く

1面から続く

加えて、子ども家庭センターが継続指導を実施している親子が他府県へ転居した場合については、必要に応じて転居先を管轄する児童相談所に出向き、対面で引継ぎを行うとともに、他府県から府内に転居してきた場合は、転居元からしっかりと情報を受け取るなど、虐待の再発防止や援助の継続性の確保を図っています。

令和元年(2019)8月に策定した児童福祉司の増員計画については、国の配置標準を踏まえ、高い専門性の確保・維持の観点から、毎年20名程度増員していくこととしています。

また、職員向けの研修としては、大阪府の福祉専門職全体の系統的な研修や、国の義務研修である「**児童福祉司任用後研修**」の受講に加え、児童福祉司に基本的な知識・技術を獲得するための座学やロールプレイ研修を実施しています。

さらに、日々のOJTを通じ、子ども・家族のアセスメント、方針の決定、保護者への対応等における判断や援助技術を獲得できるよう、実際の事例を一緒に進める中で、ベテラン職員が実例を示し、育成に努めるとともに、ベテラン職員に対してもスーパーバイザー研修など育成者の研修にも努めています。

今後とも、府内における適切な児童虐待対応体制の整備に努めてまいります。

課題別要求 3-(2) 雇用・産業

②障がい者の雇用に関しては、**精神障がい者も平成30年度から法定雇用率の算定基礎の対象になり、令和3年3月1日から法定雇用率が引き上げられたが、令和3年6月時点での集計で民間企業が法定雇用率を達成した割合は、47.0%と半数にも達していないことから、違反する企業をなくし障がい者雇用が一層促進されるよう指導を徹底されたい。また、障がい者の雇用の拡大を図る「就労パスポート」を促進されたい。**

商工労働部雇用推進室就業促進課（下線部のみ）福祉部障がい福祉室自立支援課
民間事業主に対する法定雇用率の達成指導につきましては、国(大阪労働局・ハローワーク)の所管になります
が、大阪府といたしましても、障がい者雇用促進センターを設置し、ハートフル条例に基づき、契約締結の相手方等府と関係がある法定雇用率未達成の事業主等に対し、雇用率達成に向けた計画の策定や取組みの誘導・支援を行っているところです。

また、障がい者雇用に取り組もうとする事業主等に対し、課題に応じた助言、障がい特性等の理解や適切な雇用管理を促進するためのセミナー、職場実習のコーディネートなど幅広い支援に取り組んでいるところです。

なお、大阪労働局発表の令和4(2022)年6月1日現在の大阪の民間事業主における雇用障がい者数は55,401人と前年比1.5%の増加、実雇用率は2.25%と全国平均(2.25%)と同値となり、いずれも過去最高を更新いたしました。

障がい者雇用は引き続き進展しているものと認識しておりますが、一方で、法定雇用率達成割合は44.6%と前年より1.6ポイント上昇しているものの、全国平均(48.3%)を依然下回っていること等から、今後とも大阪労働局等と連携しながら、障がい者雇用の促進に取り組んでまいります。

「就労パスポート」につきましては、障がいのある方が就職や職場定着に向けて、働く上での自分の特徴や希望する配慮などを支援機関と一緒に整理し、事業主などにわかりやすく伝えるためのツールとして、国が作成し普及を図っているところです。大阪府といたしましても、セミナーやホームページでの紹介など機会あるごとにその周知を図ってまいります。

なお、大阪府独自の取組みといたしましては、**精神障がい者の職場定着支援を行えるように、企業と就労支援機関、医療機関が連携して、本人の障がい特性や状態像、企業や支援機関の役割等の情報を可視化し、共有することのできる「精神障がい者の就労サポートカード」**や、**発達障がいのある方本人と支援者が、訓練や実習、職場で働いた経験を振り返りながら、働くうえで**の強みや事業主に伝えるべき配慮事項などを整理するために使用する「**発達障がい就労サポートカード**」を作成し、普及に取り組むとともに、事業主が、採用した精神障がい者の雇用管理を円滑に進めていただくためのツールとして「雇用管理のための対話シート」、「合理的配慮のための対話シート」を作成し、その普及を図っているところです。

④**コロナ禍において、中小零細企業の業績が上らない状況が続いている。中小零細企業に対し具体的な金融支援策を明らかにされたい。**

商工労働部中小企業支援室金融課
大阪府の制度融資については、金融セーフティネットをしっかりと確保するとともに、金融と経営支援の一体的な取り組みの推進により、中小企業の頑張りを応援するような制度となるよう、充実に努めているところです。
セーフティネットの確保については、別枠保証を活用したセーフティネット資金である、「経営安定サポート資金」について、十分な融資枠を確保し、売上の減少等により経営の安定に支障を来たしている中小企業の資金繰り支援に万全を期しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による急激な経済環境の悪化を踏まえ、大阪府では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するため、令和2(2020)年2月に、一般保証制度を活用した「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」を創設し、同年5月からは、国経済対策を活用し、最大で金利(当初3年)・保証料ともゼロとなる「新型コロナウイルス感染症対応資金」(実質無利子融資)の取扱いを開始し、中小企業の資金繰り支援に努めてまいりました。(実質無利子融資は令和3(2021)年3月末で制度終了)

その後も、長引くコロナ禍の影響を踏まえ、令和3(2021)年4月から、低利・低保証料率の「新型コロナウイルス感染症併走支援型資金」を実施しており、令和4(2022)年4月には、保証協会と金融機関が一体となって支援する「新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金」を創設し、過大な債務を抱えた中小企業の事業再生に向けた長期的な支援に取り組むなど、継続して、中小企業に対する資金繰り支援に取り組んでいるところであり、令和4(2022)年11月末時点で、コロナ関連融資全体で通算約16万件、金額にして約3兆5,800億円と非常に多くの中小企業に利用いただいています。

今後とも、中小企業の資金需要等の動向について慎重に見守るとともに、国の経済対策等の動きにも注意を払い、的確に対応してまいります。

課題別要求 3-(4) 女性

③**「ストーカー規制法」が昨年の5月にGPS機器や居場所が分かるスマートフォンアプリの悪用を禁じた3回目の改正が行われた。今後もDV被害者の増加が予測されるが件数の推移及び対策について明らかにされたい。また、緊急避難場所としての民間シェルターも少なく財政基盤が脆弱で運営が厳しいのが実情であるので、大阪府の財政支援を考慮していただきたい。**

府民文化部男女参画・府民協働課
福祉部子ども家庭局家庭支援課
配偶者等からの暴力(DV)など女性に対する暴力は、人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

大阪府では、大阪府男女共同参画推進条例、おおさか男女共同参画プラン及び大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画に基づき、配偶者等からの暴力を許さない、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

今年度においても、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日)に、太陽の塔、天保山大観覧車、ドーンセンター等の府内施設において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップするとともに、市町村と連携して府内全域で意識啓発の取組みを推進しました。

併せて、デートDVの防止に向け、これまでも教職員向けの研修会、若年層に対するリーフレットやDVDによる啓発を実施してきたところです。今年度においては、「面前DV」をテーマにした研修会を開催しました。

また、DV被害を発見しやすい立場にある教職員及び医療関係者に向け、「DV被害者対応マニュアル」及び「概要版」を作成し、現場での周知・活用が図られるよう、関係機関等を通じて依頼しています。

今後とも、市町村や関係団体等と連携し、府内全域で配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成等に取り組んでまいります。

大阪府では、大阪府配偶者暴力被害者等支援調査研究事業において、国の「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」を活用し、市町村を通じるなどして、補助金を交付し、地域の民間シェルター等の先進的な取組を推進しています。

女性相談センターなど大阪府内7箇所の機関をDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに位置づけ、被害者からの相談等に対応しているところです。大阪府内7箇所の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、令和2(2020)年度の4,651件から令和3(2021)年度の3,962件と減少しているものの、全国的には毎月1万4,000件から1万6,000件程度の相談が寄せられており、引き続き高水準で推移しています。また、令和2(2020)年度から内閣府

が「DV相談+ (プラス)」でメールやチャットでの相談を行っており、相談窓口の紹介や緊急時の女性相談センターへの連絡など相談窓口の強化が図られています。

今後も引き続き、市町村・警察等の関係機関と連携し、被害者の保護・支援に努めてまいります。

課題別要求 3-(5) 人権・文化・啓発

④**大阪府は、令和元年10月30日に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を施行したが、現在の状況について、明らかにされたい。**

府民文化部人権局人権企画課
大阪府では、令和元(2019)年10月の「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の施行を契機として、性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、様々な取り組みを進めてきました。

具体的には、令和2(2020)年1月22日に、お互いをパートナーとする宣誓を公に証明することにより、社会において自分らしく生きることを支援するパートナーシップ宣誓証明制度を開始し、昨年未現在では、153組の方々に受領証を交付しています。

また、令和4(2022)年9月1日から、府内で同様の制度を実施している8市と連携し、府内での転居時に必要となる手続きの簡素化を図るとともに、令和4(2022)年11月に制度化した池田市や今後制度化していく市町村とも連携に努めてまいります。

引き続き、性的マイノリティの人権問題に対する理解の増進を図るとともに、当事者が抱える課題の解決に向けて取り組んでまいります。

課題別要求 3-(6) 教育

⑦**「いじめ防止対策推進法」が平成25年施行され9年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している。重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラー・スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、スクールロイヤー配置アドバイザーの設置されていることで法務相談を活用し、重大事態の回避を図っていただきたい。学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等により一層力を入れ、学校や市町村教委への徹底した指導をされたい。**

教育庁市町村教育室小中学校課／教育振興室高等学校課
いじめは、犯罪にもつながる行為であり、子どもの将来にわたって内面を傷つける重大な人権侵害であります。それゆえ、各学校においては、的確な実態把握のもと、家庭との連携はもとより、状況に応じて地域や関係機関とも連携し、その解決に向けて取り組む必要があると認識しております。

市町村教育委員会に対しては、これまで、いじめ防止対策推進法に基づく国「いじめ防止基本方針」が平成29(2017)年に改訂され、さらに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が示されたことを受け、「学校いじめ防止基本方針」の見直しについて指示するとともに、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を通じて、また、学校や教職員に対しては各種指導資料を通じて、いじめをはじめ生徒指導上の諸課題や人権教育の推進について取組みの要点を示しているところです。

令和元(2019)年度において、第三者委員会の報告が大きく報道されるなど、府内でいじめ重大事態が複数生じました。そのため、法の規定を踏まえた学校での基本方針の策定、体制の整備、重大事態への対処等、各校のいじめ対策についてさらなる見直しを進めるため、「教員用」「学校用」の「いじめ対応セルフチェックシート」を作成し、府内市町村教育委員会に通知として発出するとともに、府内の全学校の校長を対象に「生徒指導緊急校長研修」を実施しました。今年度も、各学校、市町村教育委員会に対しては、「セルフチェックシート」の活用等を通じて、各学校におけるいじめ対応が迅速かつ適切に行われるよう指導しております。

今後とも、学校や市町村教育委員会において法に基づく適切ないじめ対応が徹底されるよう、連絡会研修等様々な機会を通して指導してまいりたいと考えております。

また、重大ないじめ事案への対応をはじめ、心理的な視点から対応が必要な児童生徒については、スクールカウンセラーを、政令市を除く府内全公立中学校に配置し、校区小学校への派遣も可能とするとともに、令和4(2022)年度においては、昨年度に引き続き、小学校へのスクールカウンセラーの活動時間の拡充を継続しました。加えて、小学校での活動時間拡充の補正予算案について、議会にて承認いただいたところです。

福祉的な視点で対応が必要な児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内全中学校区に配置できるよう市町村に対して支援を行っております。児童生徒の命に関わるような、重篤かつ緊急性の高い事案に対しては、スクールカウンセラースーパーバイザーはもちろんスクールソーシャルワーカースーパーバイザー、スクールロイヤー等の専門家から成る「緊急支援チーム(子ども支援)」を各市町村・学校に派遣し、児童生徒への支援を行うなど、迅速かつ適切な対応を図っております。今後とも、児童生徒や保護者の思いを的確に受け止め、これらの施策を効果的に推進してまいります。

大阪府においては、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、大阪府教育庁や学校法人等の学校設置者及び学校における取り組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、「大阪府いじめ防止基本方針」を策定しました。また、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るための「大阪府いじめ問題対策関係者機関会議」、府立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため「大阪府立学校いじめ防止対策審議会」を設置し、いじめ問題の克服に向けて取り組んでおります。

府立学校については、「府立学校に対する指示事項」において、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ことを十分認識し、各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を設置して取り組みの実効性を高めるよう指示しています。

また、生徒へのアンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」や「いじめに関するアンケート調査」を実施し、教育相談の窓口を周知するとともに、いじめ等について実態の把握に努めるとともに、府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、さまざまな課題を抱えている生徒の心のケアに努めていることに加えて、生徒の困難な状況の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあることから、今年度は高等支援学校5校と府立中学校を含む104校にスクールソーシャルワーカーを配置しています。また、すべての府立学校がSSWに相談できる機会を確保するため、府立学校向けSSW定期相談会を開催しております。

そして、スクールロイヤー活用事業として、府立学校における解決困難な生徒指導及び保護者等への対応に係る課題の早期解決をめざし、府立学校が弁護士から法的観点に基づく助言を得ながら、適切な対応や取り組みを進めることができるよう、相談体制を整えています。

さらに、平成26(2014)年度から全ての府立高校で高校生活支援カードを活用しています。このカードにより、これまでの学校生活において生徒や保護者が不安や困難を感じている等について把握し、生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるよう努めてまいります。

⑨**教育現場における障がい者の法定雇用率の実態及び今後の対策について明らかにされたい。**

教育庁教職員室教職員人事課
大阪府教育委員会においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、これまでも教員等採用選考において、障がいを有する受験者に対し、受験上の様々な配慮を行ってきました。

教員採用選考については、これまでも対象としてきた身体障がい者に加えて、令和元(2019)年度から新たに知的障がい者及び、精神障がい者を対象としました。

公立義務教育諸学校事務職員採用選考においても、昨年度の採用選考から、教員採用選考と同様に、障がい種別を問わないこととし、年齢要件を30歳以下から59歳以下に緩和するとともに、大阪府内の居住要件を廃止しました。

府立学校実習教員採用選考の障がい種別、年齢要件及び在住要件についても、公立義務教育諸学校事務職員採用選考と同様の取扱いとしました。

また、これらに加えて、令和2(2020)年度から障がい者を対象とした大阪府職員(農芸員)の採用選考を実施したところです。

令和4(2022)年度の大阪府教育委員会における障がい者雇用率は、2.03%に留まっており、未達成の状況となっております。

引き続き、教職員を対象とした障がい者対象の選考テストを実施する等、法定雇用率達成に向け、障がい者の方々が適性に応じてその能力を発揮し、教育現場等で活躍していただけるよう、取り組んでまいります。